

○桜井宇陀広域連合監査委員公印規程

平成9年3月31日
監委規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、桜井宇陀広域連合監査委員の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の形状等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、規格、使用区分及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印管理者)

第3条 公印の管理者は、事務局長とする。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いに関する事項については、桜井宇陀広域連合公印規則（平成9年3月桜井宇陀広域連合規則第5号）の規定を準用する。

附 則

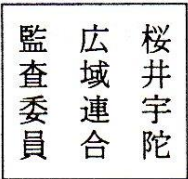
この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書 体	規 格	使 用 区 分	管 理 者
監査委員印	1	てん書	方24ミリメートル	監査委員名をもって発する一般文書	連合事務局長
代表監査委員印	2	てん書	方24ミリメートル	代表監査委員名をもって発する一般文書	連合事務局長

ひな形

1



2

